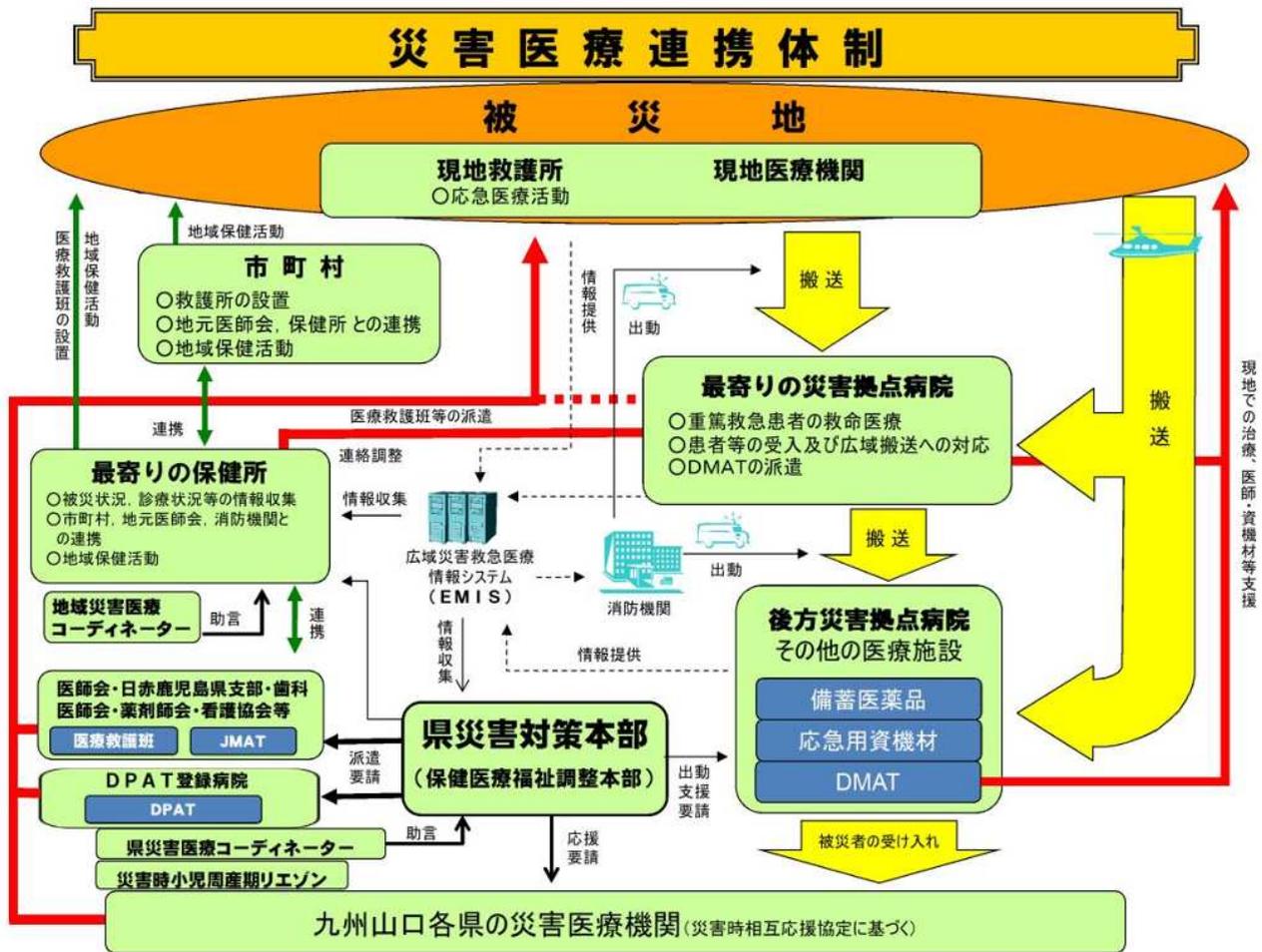


【図表資-5-253】奄美保健医療圏 災害医療の医療連携体制図



[大島支庁作成]

【図表資-5-254】奄美保健医療圏 災害医療の医療連携体制表

	災害拠点病院	救護班協力医療機関	その他の専門医療受入機関
求められる機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤患者の救命医療を行うために必要な施設、設備、医療従事者の確保 ・DMATを保有し、その派遣体制の維持 ・多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッドの確保 ・診療機能を有する施設が耐震構造 ・通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保 ・衛星電話の保有と、衛星回線インターネットが利用できる環境の整備 ・特殊な災害に対する施設、整備 ・被災時における生活必需基盤の維持体制 ・水、食料、医薬品、医療資機材等の3日分程度の備蓄 ・対応マニュアルの整備、研修、訓練等による人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地における応急医療や被災者に対する感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケア等を実施する医療従事者の派遣（チームを構成した者に限らず、医師、薬剤師、看護師等の医療従事者を1名でも被災地へ派遣することについて協力できることを意味する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器対応医療機関 災害時に人工呼吸器を装着している在宅療養患者の入院受入対応 ・在宅酸素療養対応医療機関 災害時に在宅酸素療養者への入院受入対応 ・透析治療対応医療機関 災害時に透析治療を要する方への受入処置対応

[大島支庁作成]